

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第104回

外商投資企業の解散清算（6）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

外商投資企業の解散清算について、これまで、解散に関する制度を中心に説明してきた。本稿からは、会社を解散した後の清算手続の説明に入るが、今回は、その清算手続を担当する清算委員会の構成、権限及び義務等について各種関連規定に触れながら説明する。

1 清算委員会の設置、構成及び届出

Q 1 外商投資企業X社は、重大な欠損が生じ経営の継続が困難になったため、董事会で解散を決定し、審査許可機関の解散許可を受けました。続いて会社を清算するために清算委員会を設置する必要があるそうですが、清算委員会は誰が、何時、設置し、また、その構成員にはどのような者になるのでしょうか。清算委員会の設置に際して、何か必要な手続はあるのでしょうか。

A 1 清算委員会は、通常、解散清算する会社自身により、解散許可の日から15日以内に設置されます。一般的には、董事会のメンバーまたは弁護士等の外部の専門家はその構成員となります。また、設置後10日以内に、清算委員会のメンバー、責任者の名簿を企業登記機関に届け出なければなりません。

（1）清算委員会の設置

「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）第184条は、会社は、解散する場合、「解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会を設置し、清算を開始しなければならない」と規定している。

また、最高人民法院による「会社法」の解釈規定である「『中華人民共和国会

社法』の適用に関する若干問題の規定（二）」（２００８年５月１２日公布・同年５月１９日施行。以下「人民法院規定」という）第７条第１項も、会社は、「会社法」第１８４条の規定に基づき、「解散事由が生じた日から１５日以内に清算委員会を設置し、自ら清算を開始する」と規定している。

従って、一般的には、清算委員会は、「解散事由が生じた日から」１５日以内に設置する必要があるが、外商投資企業の解散の場合、原則として、解散事由が生じた後、さらに審査許可機関の許可を要するという特殊事情がある。

そのため、商務部弁公庁が公布した「外商投資企業の解散及び清算業務を法に基づき適切に行うことに関する指導意見」（２００８年５月５日公布・施行）第２条第３項は、外商投資企業の清算委員会の設置開始の起算日を、「解散事由が生じた日から」ではなく、「解散許可の日から」１５日以内と規定した。

また、審査許可機関の許可ではなく、人民法院の判決または仲裁機構の裁決により解散される「従来型会社解散訴訟制度」の場合も、起算日を、人民法院規定のように「解散事由が生じた日から」とすることには問題がある（「従来型会社解散訴訟制度」の詳細については、「外商投資企業の解散清算（５）」を参照）。

すなわち、「従来型会社解散訴訟制度」は、「合併・合作の一方当事者の契約・定款違反による経営継続不能」（「中外合併経営企業法実施条例」第９０条第１項第３号及び「中外合作経営企業法実施細則」第４８条第１項第３号）という「解散事由」が生じた場合に、人民法院の判決または仲裁機構の裁決を経て会社を解散する制度であるため、当該「解散事由」が生じたとしても、解散はまだ正式に決定しておらず、「解散事由が生じた日から」１５日以内に清算委員会を設置することは、事実上、困難といえる。

そこで、従来は、「外商投資企業清算弁法」（以下「清算弁法」という）が、上記の場合の起算日について、企業清算開始日である、「人民法院の判決または仲裁機構の裁決による企業契約終了日から」１５日以内と規定していたが（「清算弁法」第５条及び第８条）、「人民法院規定」には特に規定がない。

この点、たしかに、清算弁法は２００８年１月に既に廃止されているものの、これに代わる明確な関連規定がない現状では、今後も同様の取り扱いが引き続きなされる可能性が高いものと思われる。

（２）清算委員会の構成

①会社自ら清算委員会を設置して清算を行う場合

会社の解散清算においては、原則として、会社自らが、清算委員会を設置し、清算を開始することになるが（「人民法院規定」第7条第1項）、その場合の清算委員会の構成については、従来は、董事会が、董事会のメンバーまたは外部の専門家の中から、最低3人以上を選任して担当させていた（「清算弁法」第9条）。

しかし、「清算弁法」は既に廃止されているため、今後の取り扱いが問題となるが、現時点では、関連規定の適用関係が以下のように錯綜していることもあり、その取り扱いは明らかではない。

すなわち、中外合弁企業及び外資独資企業の清算委員会の構成については、「中外合弁経営企業法实施条例」第92条第1項が、「清算委員会のメンバーは、通常、合弁企業の董事の中から選任しなければならない。董事が清算委員会のメンバーを担当することができない、または担当するのに適さない場合、合弁企業は中国の公認会計士、弁護士を招聘して担当させることができる」と規定し、「外資企業法実施細則」第74条第1項が、「清算委員会は外資企業の法定代表者、債権者代表及び関連の主管機関の代表から構成されなければならない、且つ中国の公認会計士、弁護士等を招聘して参加させるものとする」と規定するなど独自の規定が置かれている。

一方で、「会社法」第184条は、「有限責任会社の清算委員会は株主により構成される」として、董事ではなく、株主が清算委員会のメンバーになることを規定している。

この点、本来であれば、「会社法」が、行政法規である「中外合弁経営企業法实施条例」及び「外資企業法実施細則」よりも優先して適用されることになるはずであるが（「会社法」第218条及び「外商投資企業の審査許可登記管理に関する法律の適用上の若干問題に関する執行意見」第1条参照）、「会社法」と「外商投資に関する行政法規等」の適用関係については実務上明確でない部分が多く、一概に判断することはできないのが現状である（「会社法」の適用関係の詳細については、本連載第73回及び第76回の「中国会社法の改正が外商投資企業に与える影響（1）及び（4）」を参照）。

しかも、現在の実務上は、従来の取り扱いと同じく、株主ではなく、董事等が清算委員会のメンバーを構成していることが一般的であることもあり、今後の実務上の運用に注視しておく必要がある。

②人民法院が清算委員会のメンバーを指定して清算を行う場合

上記①のように、会社の清算においては、会社自らが、清算委員会を設置し、清算を開始するのが原則であるが、会社が、例えば、上記（１）で記載した期限内に清算委員会を設置して清算を行わない等一定の場合には、会社の債権者または出資者が、人民法院に対し、関連人員を指定して清算委員会を設置して清算を行うよう申し立てることができる（「会社法」第184条並びに「人民法院規定」第7条第2項及び第3項。人民法院による清算委員会メンバー指定の詳細については、「外商投資企業の解散清算（４）」を参照）。

そして、人民法院が会社清算の事件を受理したときは、速やかに関連人員を指定して清算委員会を組織することになるが、その場合の清算委員会のメンバーは、以下の人員または機構の中から選ぶことができるとされている（「人民法院規定」第8条）。

- i 株主、董事、監査役、高級管理職員
- ii 弁護士事務所、会計士事務所、破産清算事務所等の社会仲介機構
- iii 弁護士事務所、会計士事務所、破産清算事務所等の社会仲介機構において関連専門知識を備え且つ業務執行の資格を有する者

（３）清算委員会メンバーの届出

清算委員会のメンバーについては、これまで、行政機関への届出等は求められていなかったが、2008年10月20日に国家工商行政管理総局及び商務部が連名で公布した「外商投資企業の解散抹消登記管理に関連する問題の通知」第3条が、「清算委員会は、設置の日から10日以内に、清算委員会のメンバー、責任者の名簿を企業登記機関に届出なければならない」と明記したため、現在は届出が必要である。

2 清算委員会の権限及び義務・責任

Q2 日本企業A社と中国企業B社の合弁会社であるY社は、解散の許可を受け清算手続に入っていますが、清算委員会のメンバーであるN（従来、B社がY社の董事として派遣していた者）が、清算を実施する過程において違法行為を行い、Y社に損害を与えました。B社は、Nの行為を不問に付したいと考え

ているようですが、A社独自で、Nに対して責任を追及することができるでしょうか。また、既に清算が終了し、Y社の会社登記が抹消されている場合はどうでしょうか。

A2 A社は、Nに対して、Y社の監事等を通じて、または自ら直接人民法院に訴えを提起することにより当該損害の賠償を求めることが可能です。また、Nを清算委員会のメンバーから更迭することが可能と解されます。一方で、Y社の会社登記が既に抹消されている場合も、A社は、Nを被告として、直接、人民法院に訴えを提起することにより、当該損害の賠償を求めることが可能です。

(1) 清算委員会の権限

「会社法」第185条によれば、清算委員会は、清算期間において次の権限を行使するものとされている。

- ①会社財産の整理並びに賃借対照表及び財産明細書の作成
- ②債権者への通知・公告
- ③清算に関連する会社の未解決業務の処理
- ④未納の税金及び清算過程において発生した税金の納付
- ⑤債権及び債務の整理
- ⑥債務完済後の会社の残余財産の処理
- ⑦会社を代表した民事訴訟への参加

また、上記以外にも、清算案の作成（「会社法」第187条第1項）、破産宣告の申立（同法第188条第1項）、清算報告書の作成及び会社登記抹消の申立（同法第189条）等も清算委員会が行うことになる。

(2) 清算委員会メンバーの更迭

人民法院が指定した清算委員会のメンバーが以下の何れかの事由に該当した場合、人民法院は、債権者・株主の申立または職権により、当該メンバーを更迭することができる（「人民法院規定」第9条）。

- ①法律または行政法規に違反した行為があった場合
- ②業務執行能力または民事行為能力を喪失した場合
- ③会社または債権者の利益に著しい損害を与えた場合

もともと、本条は、上記1(2)②人民法院が清算委員会を指定して清算を行わせる場合に関する規定であり、上記1(2)①会社自ら清算委員会を指定して清算を行う場合に関する規定ではない。

この点、会社自ら清算委員会を指定して清算を行う場合であっても、従来は、「清算弁法」第10条により、以下の何れかが発生した場合には、清算委員会のメンバーを更迭しなければならないとされていた。

- ①清算委員会のメンバーに違法行為があった場合
- ②債権者が請求し且つ正当な理由が确实にある場合
- ③清算委員会のメンバーが死亡または行為能力を喪失した場合

しかし、「清算弁法」は既に廃止されているため、今後の取り扱いについては明確ではないが、運用上、同様の取り扱いがなされる可能性もある。

(3) 清算委員会の義務・責任

一方で、「会社法」第190条は、清算委員会のメンバーに以下のような義務・責任を課している。

- ①職務に忠実であり、また、法により清算義務を履行する義務
- ②権限を利用した賄賂若しくはその他の不法収入の收受または会社財産の横領の禁止
- ③故意または重大な過失により会社または債権者に損害を与えた場合の賠償責任

また、「人民法院規定」第23条第1項は、「清算委員会のメンバーが清算事務に従事する際に、法律、行政法規、または会社定款に違反して、会社または債権者に損害を与え、会社または債権者がその賠償責任の負担を主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない」と規定し、会社または債権者の賠償請求権を明確にした。

さらに、「人民法院規定」第23条第2項は、清算委員会メンバーの当該行為について、会社の株主は、「会社法」第152条第3項の「第三者が会社に損害を与えた場合の株主による訴訟提起」の規定に基づき、書面により監事等に人民法院へ訴訟を提起するよう請求することができ(同条第1項)、監事等が訴訟の提起を拒否する場合、または30日以内に訴訟を提起しない場合等には、株主が自己の名義により、直接、人民法院に訴訟を提起することができ(同条第2項)、人民法院は受理しなければならないと規定している。

また、「人民法院規定」第23条第3項は、会社が既に清算して登記抹消手続を完了していたとしても、「会社法」第152条第3項を準用して、清算委員会のメンバーを被告とし、その他の株主を第三者として、直接、人民法院に訴えを提起することができ、人民法院は受理しなければならないと規定している。

当該規定により、清算中・清算後を問わず、株主自身が清算委員会メンバーの責任を直接追及できることが明確になり、清算委員会メンバーの責任はより厳格化されたといえる。